

認定実技審査における養成施設への注意事項

1. 認定実技審査要領「令和4年度改訂版」を再度熟読し、審査の実施方法などを再確認してください。
2. 認定実技審査要領に基づいた審査の手順、評価の項目等を受審者に周知してください。
3. 外部審査員に対し出題項目の限定や除外の依頼をしないでください。
柔道実技審査の「内股、釣込腰、肩車」は受審者の実力に配慮して出題されるものであり、無段者には出題しないということではありませんので、教育内容から除外することなく十分練習を行わせてください。
4. 審査当日、審査前の打ち合わせを行い、外部審査員と意思の疎通を図り、共通した認識の下、審査が実施出来るよう十分調整を行ってください。審査日前に学校独自の等方法の資料を送るといった事前調整は行わないでください。
注1) 柔道実技については、全国柔道整復学校協会の実技テキストと標準映像（講道館初段相当）を参照してください。
注2) 評価結果について、学校関係者から外部審査員に対して変更の働きかけを行うことは、認定実技審査の根底を揺るがす行為です。そのようなことは決して行わないようご注意ください。なお、過去にそのような事例が確認され、派遣停止処分を行ったことがあります。
5. 審査終了時間は余裕をもって設定し、お昼休憩等も考慮して審査時間の計画を立ててください。
6. 受審者が十分な実力を発揮でき、審査員が評価を行う上で問題となるような審査会場の設営になっていないことを確認してください。受審者や審査員が時間の把握をできるように、ストップウォッチの設置をお願いします。

《整復実技について》

7. 口頭試問に関する資料等は問題を限定することになるので、審査員に配付、閲覧させることのないようにしてください。
8. 中待合から審査会場が見えないように、パーテーション等を設置し、審査会場に背を向けて座るように設置してください。
また、審査会場が「外から見える、外部からの声が聞こえる」などは審査に支障を来すことがありますので、設営には十分な配慮をしてください。

9. 整復実技審査の際の固定材料は、認定実技審査要領「令和4年度改訂版」に記載されているものを準備し使用してください。
審査要領に記載されているものの中から、養成施設の教育内容に沿った固定材料を揃えていただければ結構です。
採点に関わる部分の実技用具が準備されていない場合は減点対象となります。
10. 審査に必要な実技用具は適切な機能を有し、患者モデルに合ったサイズのものを準備してください。また、審査中に破損することもあるため、予備の実技用具も準備してください。実技用具には損傷名などを記載しないでください。
11. 採点に関わる項目が実施されていない場合や準備物が足りない場合は、該当する項目が減点対象となります。
例 アンダーラップを巻かない、準備がない
整復、検査で脱衣した状態で開始している
整復および検査の前に、循環と感覚の確認動作を実施していない
12. 固定材料の選択は最大1分間で行いますが、固定材料を選択したら速やかに次の行為に移ってください。(その1分間を固定材料の選択以外(例：精神統一など)に利用しないでください)
13. 固定材料を選ぶ際に、紙テープや絆創膏を審査開始前から用意して切ることは禁止されておりますので、受審者に周知してください。
14. 患者モデル及び助手の身嗜みは、受審者と同等の指導をしてください。

《柔道実技について》

15. 柔道審査会場は安全性を確保して設営してください。また、受審者には十分な準備運動を行ってから審査を実施してください。
16. 柔道場に口頭試問に関わる技名や理念等の掲示物がある場合は、審査当日は外す、あるいは布で覆う等、受審者から見えないようにしてください。
高所に掲げてあるなどの理由で外したり覆ったりできない場合は、口頭試問の際に見えない位置に受審者を移動させてください。
17. 柔道の形の出題は、形を行う直前に外部審査員が受取両方の技名を伝えます。
出題内容を忘れた場合は、再確認できることも受審者に周知して下さい。
18. 「投の形」は9つの内から1つ出題されるので、すべての技が実施できるように準備してください。

19. 採点に関わる項目が実施されていない場合は減点対象となります。

例 柔道実技審査でケガ等のため正座ができない

20. 柔道実技ではマスクを外して受審してください。

また、男性の受審者においては柔道衣の中にアンダーウェア等を着用させないようにしてください。

ただし、特別な事由でこれらの着用が必要な場合は申し出てください。

21. 指輪は外していただきますが、外れない場合は、テーピングもしくは包帯等で保護してください。

22. 審査にあたり、匂いの強い柔軟剤や香水等の利用については、可能な限り控えてください。

23. 柔道着に付けるゼッケンは、全周をしっかりと縫い付けるようにしてください。

24. 紅白帯は「白」も準備して着用させてください。

なお、柔道着は原則「白」ですが、他から譲り受けた場合は「青色」柔道着の着用も可能です。ゼッケンは受審者本人の物を付けてください。

25. 形の開始の間合い「2間」は体格によっては一步で届かないことがあります、大きく堂々と一步出ることを目指して指導してください。

26. 認定実技審査の柔道衣については全日本柔道連盟の規定を基準としております。各養成施設におかれましても規定に沿った柔道衣にて受審するようご指導をお願いいたします。

全日本柔道連盟の服装規定一覧(抜粋)

	全日本柔道連盟
柔道着(上衣)	・襟 巾4cm以内、厚み1cm以内。 胸骨の一番上から襟の重なり合う部分まで垂直で10cm未満。 ・袖 長さは腕を真っ直ぐに伸ばした状態で、手首の関節が覆われる程度。 袖と腕の間が10～15cmの余裕。 袖口の折り返し巾3cm以内。 ・背中 背中で縫合させる場合、縫合させ布(背継ぎ)3cm以内。 ・裏地補強生地 肩当、胸当、脇当(上衣刺子部分)の3ヶ所のみ補強を認める。 ・上衣の併せ目は、水平で少なくとも20cm。
柔道着(下穿)	・長さはくるぶしから5cm以内。下穿きの空きは膝の位置で10～15cmの余裕。裾の折り返しは巾3cm以内。
帯	・帯の巾4～4.5cm。厚み4～5mm。帯の結び目から両端までは20～30cm程度の長さがなければならない。
女子のTシャツ	・色は白、半袖、丸首であること。 ・製造業者マークは、最大30cm²のサイズであれば認められる。柔道着を着用した際に、製造業者マークが見えてはならない。